

黒川地域行政事務組合告示第 3 1 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項及び黒川地域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 10 年条例第 9 号）第 3 条により、次のとおり告示し、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）の設置に係る生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

令和 8 年 1 0 月 5 日

黒川地域行政事務組合理事会
理 事 長 浅 野 俊 彦

- 1 縦覧の場所
 - ・黒川地域行政事務組合 事務所
- 2 縦覧の期間
 - ・告示の日から 1 月間
- 3 縦覧の時間
 - ・午前 9 時から午後 4 時
- 4 施設の名称
 - ・汚泥再生処理センター
- 5 設置の場所
 - ・宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字勝負沢 5 番地の 1
- 6 施設の種類
 - ・し尿処理施設
- 7 施設において処理する一般廃棄物の種類
 - ・し尿及び浄化槽汚泥
- 8 施設の能力
 - ・45kL/日（し尿 13kL/日、浄化槽汚泥 32kL/日）
- 9 実施した生活環境影響調査の項目
 - ・現 況 把 握：大気質、騒音、振動、悪臭、水質
 - ・予 測：大気質、騒音、振動、悪臭、水質
 - ・評価・分析：大気質、騒音、振動、悪臭、水質